【規程番号　神女大Ⅰ－003】

神戸女子大学学則第 43 条第 2 項第 3 号に関する定め

第１条　この規程は、神戸女子大学学則（以下「学則」という。）に基づき、教育研究に関する重要な事項で、学長が決定を行うに当たり教授会の意見を聴くことが必要なものを定める。

第２条　学則第 43 条第２項第３号の規定により、教授会の意見を聴く事項は次のとおりとする。

(1) 学則のうち教育・研究に関する条項の改廃に関する事項

(2) 教育課程の編成に関する事項

(3) 教員の教育研究業績等の審査に関する事項

第３条　前条第３号の事項については、教授会に代えて人事委員会もしくは学科等に意見を聴くことができる。

第４条　この規程の改廃は、教授会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この定めは、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この定めは、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。